

清瀬市市制施行 55 周年記念ロゴマーク使用基準



令和 6 年 1 0 月 28 日制定

清瀬市経営政策部シティプロモーション課

清瀬市市制施行55周年記念ロゴマーク使用基準

1. 趣旨

本基準は、清瀬市市制施行55周年記念ロゴマークの使用にあたって必要な事項を定めたものです。

2. 使用目的

記念ロゴマークは、清瀬市市制施行55周年を祝い、盛り上げ、PRすることを目的に使用するもので、この目的に使用するものであれば、原則どなたでも自由に使用することができます。

【使用例】

- ・チラシやポスター、パンフレットなど、PR目的の製作物での使用
- ・清瀬市市制施行55周年の周知に寄与する商品やサービス、イベント等における使用

3. 使用にあたって

- (1) 「清瀬市市制施行55周年記念ロゴマーク使用届」(様式1)または専用フォームに必要事項を記載し、清瀬市経営政策部シティプロモーション課に提出してください。
- (2) 下記に該当する場合、記念ロゴマークは使用できません。
 - (ア) 市の名誉を傷付け、若しくは信用を失墜し、又はそのおそれがある事業
 - (イ) 法令又は公序良俗に反する事業
 - (ウ) 政治活動、宗教活動及び、特定の思想を広めるための事業
 - (エ) 営利を主たる目的としている事業。
 - (オ) 反社会的な活動を行う団体と関係がある事業(カ)その他、市長が不適当と認める事業

4. 記念ロゴマーク使用にあたっての注意事項

記念ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 別紙「清瀬市市制施行55周年記念ロゴマークガイドライン」を遵守してください。
- (2) 必ず清瀬市経営政策部シティプロモーション課が提供するデータを使用してください。
- (3) 記念ロゴマークの使用に起因する事故及び第三者への損害等について、清瀬市は一切の責任を負いません。

- (4) ロゴマークの使用について、市が不適切と判断した場合は、使用者に対して使用の中止を求める場合があります。
- (5) ロゴマークに関する一切の著作権及び著作者人格権は、清瀬市に帰属します。
- (6) 使用者は、ロゴマークについて意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはいけません。

5. 個人情報の取扱い

- (1) 本使用基準に基づき収集した個人情報については、記念ロゴマーク使用の取扱いに関する事務以外の用途には使用しません。
- (2) 記念ロゴマークを使用した個人の氏名又は法人・団体の名称、記念ロゴマークの使用目的及び使用方法等については、清瀬市市制施行55周年記念事業を紹介する目的で公表する場合があります。記念ロゴマークの使用を届け出た者は、特段の申し出がない場合には、この取り扱いに同意したものとみなします。

6. その他

本使用基準に定めるもののほか、記念ロゴマークの使用に関し必要な事項は、清瀬市が別に定めます。

この基準は令和6年10月28日より施行します。